

退職後の健康保険加入手続き

問国保年金課 ☎(082) 420-0933

勤 務先で健康保険に加入して退職した人とその被扶養者だった人は、退職後に必ず次の①～③のいずれかの手続きで健康保険に加入する必要があります。

※退職後すぐに再就職し退職日の翌日から健康保険に加入する場合は除きます。

	①東広島市国民健康保険（国保）に加入	②前勤務先の健康保険に引き続き加入（任意継続） ※加入期間は2年間	③家族の健康保険の被扶養者になる
加入要件	・他の健康保険に加入していないこと ・東広島市に住民登録があること（修学のため東広島市から転出している人が世帯にいる場合はお問い合わせください）	退職日までに2カ月以上（共済組合は1年以上）継続して被保険者であったこと ※退職日の翌日（共済組合は退職日）から20日以内に加入手続きが必要	健康保険によって異なります。 ※失業給付金、障害年金、および遺族年金など非課税の収入も含め年間130万円未満（60歳以上の人はまたは障害者は180万円未満）であることなど
保険料（税）	加入者全員の前年の所得と加入者数をもとに国民健康保険税（国保税）を算定します。	在職中と異なり、全額自己負担になります。給料から天引きされていた保険料の約2倍です（上限あり）。 ※被扶養者の健康保険料は発生しません。	被扶養者になっても、加入している人（被保険者）の保険料は増加しません。
医療費の負担割合	本人および家族／3割、義務教育就学前／2割、70歳以上／2割（現役並み所得者は3割） ※生年月日が昭和19年4月1日以前の人、窓口負担を1割に据え置くこととされています。ただし、現役並み所得者は除きます。		
加入手続き・問い合わせ先	国保年金課または各支所・出張所	以前の保険証の発行元（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など）	家族の勤務先

※東広島市国民健康保険税（国保税）額の計算方法や国保に関する手続きについては、市ホームページをご覧ください。

①国保への加入手続き

健康保険資格喪失（脱退）証明書（被扶養者がいた場合は被扶養者についても証明されているもの。市ホームページからダウンロード可。前の勤務先様式可）、来庁者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）、委任状（別世帯の人が手続きする場合）、通帳と通帳印（国保税の納付に口座振替を希望する人）、世帯主のマイナンバーカードまたは通知カードなど

※届出が遅れても、退職した日の翌日（健康保険が失効した日）にさかのぼって国保税がかかります。手続きはお早めをお願いします。

②③の健康保険への加入手続き

②の手続きの場合、加入後2年が経過または納期限内に保険料を納めなかった場合は失効します。その後は①または③の手続きが必要です。

③の手続きは、①②に加入した後でも、家族の健康保険の被扶養者認定基準を満たすようになれば選択することができます。

※いずれの場合でも、就職などにより他の健康保険に加入したときは、それまでに加入していた（国民）健康保険の脱退手続きが必要です。

【退職理由による国保税の軽減】

退職時に65歳未満の人で、解雇や倒産などの非自発的理由で失業した人は、国保税が軽減される場合があります。

雇用保険受給資格者証（離職票では受け付けできません）

離職日が平成21年3月31日以降の人で、雇用保険受給資格者証に記載の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかであること

前年の給与所得を30/100として国保税と高額療養費の自己負担限度額を算定

○軽減の期間

国保税／離職日の翌日～翌年度の3月末

高額療養費の自己負担限度額／離職日の翌日～翌々年度の7月末

国保年金課、各支所・出張所



平成30年度市立幼稚園園児追加募集

対新4歳児／市内居住の平成25年4月

2日～平成26年4月1日生の幼児

新5歳児／市内居住の平成24年4月

2日～平成25年4月1日生の幼児

持印鑑、住民票（世帯全員）1通

※欠員状況はお問い合わせください。

入園料／5,000円

保育料／月額6,300円

問 申学事課

☎(082) 420-0975

キッズプラザひがしひろしま ブランコキッズクラブ募集

対年間を通して参加できる児童

申込期間／3月1日(木)～7日(水)

受付時間／10時～17時

申窓口（電話不可）

※3月8日(木)に参加が決まった児童の保護者に入会の連絡をします。

※各クラブ参加の送迎は、原則保護者で行ってください。

講座名	時間	対象	定員
ヒップホップクラブ	毎月第1土曜日 10:30～11:30	小学 1～6年生	25人 (抽選)
手話ってステキ☆クラブ	毎月第2土曜日 10:30～11:30	小学 1～6年生	30人 (抽選)
けん玉クラブ	毎月第3土曜日 10:30～12:00	小学 1～4年生	50人 (抽選)
英語であそぼう	毎月第4土曜日 10:30～12:00	小学 1～2年生	30人 (抽選)

問 申キッズプラザひがしひろしまブランコ

☎(082) 493-5904

麻しん・風しん予防接種を受けましょう

麻しん・風しん(MR)は感染力が強く、予防接種を受けないと多くの人がかかる病気で、予防接種の効果が期待できます。

予防接種の対象

1期…1歳～2歳未満

2期…平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ(年長)

まだ接種を受けていない人は、体調の良い日に早めに受けてください。

特

に、2期の対象者は、3月31日(土)までが定期接種期間ですので、忘れずに接種しましょう。

※市内の実施医療機関（ホームページに掲載）へ電話または窓口

※市外で接種を希望する人は、事前に手続きが必要となるので、必ずことも家庭課または各支所にご相談ください。

※予診票は、こども家庭課、各支所、予防接種実施医療機関に設置

問 こども家庭課

☎(082) 420-0407

親子の絆づくりプログラム 赤ちゃんがきたー(愛称BP プログラム)受講者募集

同じくらしいの月齢の赤ちゃんを育てているお母さんと一緒に、赤ちゃんがいる生活について話したり、考えたりしてみませんか。

日 3月2日(金)～23日(金)

毎週金曜日 全4回 10時～12時

場 黒瀬児童館

内 親子の絆づくり、親どうしの仲間づくり、乳児期に必要な基礎知識の習得

対 生後2～5カ月(平成29年10月2日～平成30年1月2日生まれ)の第一

子 を育てている母親

定 16組(先着順)

縮 2月16日(金)

申 申込書を持参、電話またはファックス

問文化課 ☎(082) 420-0977

東

広島市歴史文化基本構想は、地域に存在するさまざまな文化財を総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくための方針を示すものです。基本構想では、安芸国最大の穀倉地帯であり豊かな歴史文化を有する本市の特性をもとに7つの文化財群を設定し、保存と活用を図るとともに、平成30年度に基本構想を踏まえて具体的な「歴史文化保存活用計画」を策定することとしています。

「東広島市歴史文化基本構想」の内容については、市のホームページで閲覧が可能です。

○歴史文化基本構想策定記念講演会を開催します

歴史文化基本構想の策定と20世紀遺産の認定を記念して、市の歴史文化やその活用に関する講演会を開催します。

日 3月21日(水) 13時30分から

場 賀茂泉酒造和泉館

定 100人(先着順)



東広島市歴史文化基本構想ができました

問 申黒瀬児童館(富永・田邊)
☎(0823) 70-4371
(月)土曜日10時30分～16時
FAX(0823) 70-4372

ひとり親家庭のための 弁護士巡回相談会

日 2月17日(土)
13時～15時15分(相談時間1人45分)
場 東広島芸術文化ホールくらは
対 ひとり親家庭の母、父、寡婦、離婚を考えている人
定 6人(先着順)

申 電話またはファックス

問 申県ひとり親家庭等就業・自立支援センター

☎ FAX(082) 249-7149

広島ファミリー相談室 無料相談会

日 3月4日(日) 10時～16時
場 エソール広島
内 午前／父母の別居・離婚に直面するこどもの気持ちをおはなしとグループワークで考えます
午後／家族の問題・離婚・面会交流、養育費、相続などの個別相談

申 電話またはファックス

問 申 F P I C 広島ファミリー相談室

☎ FAX(082) 246-7520
(平日13時30分～16時)